

## 温室効果ガス削減のための政策手法の比較

	事業者等による自主的取組の促進	情報提供、教育、普及啓発	規 制	補助金、租税特別措置等	税・課徴金	国内排出量取引	京都メカニズム
具体的な政策手法(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組状況の評価</li> <li>環境報告書の作成促進</li> <li>排出量や取組状況の公表の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境ラベリングによる消費者に対する情報提供</li> <li>普及・啓発</li> <li>環境教育・学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法に基づく工場</li> <li>事業場規制</li> <li>製品等(自動車、家電等)に対する規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の施設等に対する補助金、租税特別措置</li> <li>削減量に着目した補助金、租税特別措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化対策税・課徴金</li> <li>低率の温暖化対策税・課徴金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務的な国内排出量取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同実施</li> <li>CDM</li> <li>国際排出量取引</li> </ul>
公平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的に取り組む者のみが対策を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に意識の高い者のみが対策を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の小規模な発生源(家庭や中小事業者)を規制することは困難。このため、対象は大規模な発生源に限られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象を施設類型等で特定する従来型の助成措置では、限られた対象のみしか促進することができない。</li> <li>削減量に着目した支援措置を講ずることとした場合、一つの公平性の基準を満たす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガスを排出する全ての主体に対策への関わりを求め得る(特に、一般家庭や自動車利用にまで実効性の高い影響を及ぼしうる施策は税の他にない)。</li> <li>排出量に比例して税額が課される従量課税の場合には、理念的に汚染者負担の原則に合致し、一つの公平性の基準を満たす。</li> <li>特に上流課税で税の転嫁が円滑になされない場合には、一般家庭等の対策への関わりが小さくなり得る。</li> <li>所得に対して逆進的。</li> </ul>	<p>排出枠の設定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の排出量に基づく場合には、新規参入者との関係等の観点から公平性に課題あり。</li> <li>オークションによる場合には汚染者負担の原則に合致する。</li> <li>家庭や中小事業者を含む多数の小規模な発生源にまで適用することは困難。このため、対象は大規模な発生源に限られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都メカニズムによるクレジットを誰がどのように負担するかにより異なり、課題あり。</li> </ul>
効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己の取組について詳細な情報をもつ事業者が選択的かつ費用効果的な対応を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活者等が選択的な対応を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の規制対象の削減費用の差異は無視されるため、社会全体としての削減費用は最小化されず、生産性の低い企業が過大に生産し、生産性の高い企業が過小に生産する可能性がある。</li> <li>対策を講ずる側の対応の柔軟性に限度がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象を施設類型等で特定する従来型の助成措置では、助成すべき技術等の選択が必ずしも効率性の観点から行われるとは限らない。</li> <li>削減量に着目した支援措置を講ずることとした場合、事業者や国民が選択的かつ費用効果的な対応を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場メカニズムを通じて、各主体それぞれがおかれた条件に応じて合理的に対応するため、多数の排出源であっても、社会全体として最小のコストで削減が行われうる。</li> <li>自己の取組について詳細な情報をもつ事業者や国民が選択的かつ費用効果的な対応を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場メカニズムを通じて、各主体それぞれがおかれた条件に応じて合理的に対応するため、多数の排出源であっても、社会全体として最小のコストで削減が行われうる。</li> <li>自己の取組について詳細な情報をもつ主体が選択的かつ費用効果的な対応を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発途上国等に効率のよい削減機会があるため、より低コストで行うことができる。</li> </ul>

○... 長所 ●... 短所

温室効果ガス削減のための政策手法の比較

	事業者等による自主的取組の促進	情報提供、教育、普及啓発	規制	補助金、租税特別措置等	税・課徴金	国内排出量取引	京都メカニズム
効果・確実性 (全般)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目標を達成できるだけの対策が確実に行われる保証はない。</li> <li>● 公の政策という観点から見た場合に必要と考えられる目標が設定されるとは限らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育、普及啓発や情報提供による取組の促進効果を定量的に評価することが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制対象については確実かつ迅速な効果が期待できる。(但し、規制を満たせば、一般にそれ以上の対策は行われない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来型の支援措置では、補助や租税特別措置の対象となる設備や製品等の導入が進展することが期待される。</li> <li>○ 削減量に着目した支援措置を講ずることとした場合、各主体に対して、一層の排出削減への経済的誘因を与える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭等を含めた各主体に対して、一層の排出削減への経済的誘因を与える。</li> <li>○ 税金の有効な活用により、一層の環境改善に役立てることが可能。</li> <li>○ 家庭等を含めた各主体に対して、アナウンスメント効果が期待できる。</li> <li>● 特に上流課税で税の転嫁が円滑になされない場合には、排出削減への効果が減少する可能性あり。</li> <li>● 所定の削減を達成するための税率を設定することは困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出量取引の対象となる主体(企業/事業場)については、所定の削減を達成する確実かつ迅速な効果がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要なクレジットが確保できれば、所定の削減量を達成する確実な効果がある。(但し、相当量を確実に購入できるかは相手国や市場に出回るクレジットの量との関係等で不確実。)</li> </ul>
	(企業) 産業・業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者等による自主的取組について、取組状況の評価の実施、公表等により、取組が促進されることが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者等の意識の高まりにより、事業者等においても取組が促進されることが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制の対象となる主体(企業/事業場)については、所定の削減を達成する確実かつ迅速な効果がある。</li> <li>● 多数の小規模な発生源(中小事業者)や移動発生源を規制することは困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減量に着目した支援措置を講ずることとした場合、各主体に対して、一層の排出削減への経済的誘因を与える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭等を含めた各主体に対して、アナウンスメント効果が期待できる。</li> <li>● 多数の小規模な発生源(中小事業者)や移動発生源を排出枠取引の対象とするのは困難。</li> </ul>	
	運輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多数の小規模な発生源(中小事業者)や移動発生源を規制することは困難。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭に排出枠を設定することは困難。</li> </ul>	
(個人) 家庭マイカー		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普及啓発や省エネ設備・製品等に関する情報の提供により、生活者等の取組が促進されることが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭を規制することは困難。</li> </ul>				
長期的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境低負荷型産業構造に転換させる効果は働かない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活者等が、温暖化対策に積極的に取り組む企業の製品や省エネ製品を積極的に購入するようになった場合、環境と経済の好循環が図られる。</li> <li>● 但し、普及啓発等による取組の促進効果を定量的に評価することは困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制の対象となる設備や製品等について、規制が強化されていく場合には、技術開発に対するインセンティブが働く。(ただし、規制対象となっていない分野は別)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助金を交付される分野での技術開発が促進される。</li> <li>○ 削減量に着目した支援措置を講ずることとした場合、各主体に対して、排出削減やそのための技術開発のインセンティブが継続的に働き続ける。長期的には環境低負荷型産業構造を実現することができる。</li> <li>● 補助金がなければ、市場から退場していたであろう産業が、補助金により利潤を生み出すことができるようになり、環境低負荷型産業構造への移行が遅れる可能性が大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温室効果ガスを排出するすべての主体にして、排出削減やそのための技術開発のインセンティブが継続的に働き続ける。</li> <li>○ 長期的には環境低負荷型産業構造を実現することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出量取引の対象となる主体に対して、排出削減やそのための技術開発に対するインセンティブ効果が働く。</li> <li>● 排出量取引の対象とならない主体の排出削減や、これらの主体が用いる施設や商品について技術開発のインセンティブが働かない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世界規模で環境低負荷型の産業構造に転換させる効果が働く。</li> <li>● 国内産業構造を環境低負荷型に転換させる効果は働かない。</li> </ul>

○... 長所      ●... 短所

温室効果ガス削減のための政策手法の比較

	事業者等による自主的取組	国民に対する情報提供、教育、普及啓発	規制	補助金、租税特別措置等	税・課徴金	国内排出量取引	京都メカニズム
経済への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済への影響が生じるおそれは低い。(各主体においては、経済影響が生じない範囲でのみ対策が講じられる。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活者による取組が進展することにより、経済への影響が生じることは考えにくい。</li> <li>○ 省エネ製品の開発の進展により、経済や雇用への好影響が、一定程度、期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業・事業場や施設・製品等について厳しい規制が行われる場合には、経済への影響が生じるおそれがある。</li> <li>○ 省エネ製品の開発の進展により、経済や雇用への好影響が、一定程度、期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策を行う者の負担が軽減される。</li> <li>○ 削減量に着目した支援措置を講ずる場合、環境低負荷型産業構造を実現することにより、経済や雇用に対する好影響が期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税収が還元されれば、マクロ経済に与える影響は軽微である。</li> <li>● エネルギー負担割合が大きい者に対する経済影響が生じるおそれがある。</li> <li>○ 環境低負荷型産業構造の実現により、経済や雇用に対する好影響が期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出枠の設定方法や設定される排出枠の総量により異なるが、規制に比べれば、経済への影響は緩和される。</li> <li>○ 省エネ製品の開発の進展により、経済や雇用への好影響が、一定程度、期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他国における対策等を通じて安価なクレジットを確保することができれば、国内の経済への影響は小さい。</li> <li>● 国外への資金流出となる。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施者が自ら取組を決定するため、導入が容易。</li> <li>○ 業界単位の自主的取組の場合、各業界内で企業の体力に応じた分担が可能となる等協調的な取組が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各主体が自ら取組を決定するため、導入が容易。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業・事業場や施設・製品等について規制(基準の設定や監視)を行うために行政コストがかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来型の支援措置では、補助金等の効率的な分配のためには、どのような分野を支援すべきかについての情報を絶えず更新していかなければならない。</li> <li>● 財政状況が厳しい現状に鑑みると、追加的財源にはどうしても限りがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課徴金の場合や下流課税とする場合には、新たな徴収体制の整備が必要となり、多大な行政コストがかかる。</li> <li>● 排出量に応じた税負担があるため、対策を行う者にとって負担感がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去の排出量に基づき排出枠を設定する場合には、排出枠の設定を行うための行政コストがかかる。</li> <li>● 遵守状況の確認を行うために行政コストがかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 京都議定書では、京都メカニズムは補足的な手段と位置づけられている。</li> <li>● 我が国の京都議定書の目標の達成のために、国としてクレジットを獲得するためには、財源等が必要。</li> </ul>

○... 長所      ●... 短所